

徳島県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
大沼 武幸	日和佐接骨院	海部郡美波町奥河内寺前四九三 一〇	令和六年六月三十日
山口 公一	山口接骨院	阿南市富岡町滝の下一八一 四	同 九月一日